

○豊岡市景観条例施行規則

平成24年 6 月27日

規則第37号

改正 平成28年 3 月25日規則第21号

令和元年 6 月28日規則第 5 号

令和 3 年 3 月26日規則第16号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び豊岡市景観条例（平成24年豊岡市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(工作物の範囲)

第 3 条 条例第 2 条第 2 号の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 煙突
- (2) 門、塀、柵その他これらに類するもの
- (3) 擁壁、かご枠その他これらに類するもの
- (4) 立体駐車施設、自動料金徴収施設その他これらに類するもの
- (5) 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざお、架空電線路用のもの並びに電気事業法第 2 条第 1 項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。）
- (6) ガス、穀物、飼料等を貯蔵する施設
- (7) コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類するもの
- (8) 展望台、物見塔その他これらに類するもの
- (9) 風力発電施設、太陽光発電施設その他の発電施設
- (10) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- (11) 橋りょう、高架道路その他これらに類するもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定するもの

(事前協議)

第 4 条 条例第10条第 1 項に規定する事前協議は、法第16条第 1 項又は第 2 項の規定による届出を行う30日前までに行為の事前協議書（様式第 1 号。以下「事前協議書」という。）を提出して行うものとする。

2 法第16条第 1 項の規定による届出に係る事前協議にあつては、景観法施行規則（平成16年国

土交通省令第100号。以下「省令」という。)第1条第2項第1号から第3号までに掲げる図書及び条例第11条各号に掲げる図書を添付しなければならない。

- 3 法第16条第2項の規定による届出に係る事前協議にあつては、前項に規定する図書のうち、行為の変更の内容を明らかにする図書を添付しなければならない。

(行為の届出等)

第5条 法第16条第1項の規定による届出は、行為の届出書(様式第2号)に前条第2項に規定する図書を添付して行うものとする。

- 2 法第16条第2項の規定による変更の届出は、行為の変更届出書(様式第3号)に前条第3項に規定する図書を添付して行うものとする。

- 3 前2項の規定による届出は、正副各1通を提出して行うものとする。

- 4 省令第1条第2項第1号ニに規定する建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図は、日本産業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の3属性の値を表示したものとする。

(行為の適合通知)

第6条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、行為の適合通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(行為の完了又は中止の届出)

第7条 条例第12条の規定による行為の完了の届出は行為の完了届出書(様式第5号)により、行為の中止の届出は行為の中止届出書(様式第6号)により行うものとする。

- 2 前項の規定による届出には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 法第16条第1項第1号及び第2号に規定する行為にあつては、当該行為に係る敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- (2) 前号の行為以外の行為にあつては、当該行為に係る区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(行為の通知)

第8条 法第16条第5項の規定による行為の通知は、行為の通知書(様式第7号)により行うものとする。

- 2 前項の通知書に添付する図書その他については、第5条の規定を準用する。

(勧告)

第9条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書(様式第8号)により行うものとする。

(変更命令等)

第10条 法第17条第1項の規定による命令は変更命令書(様式第9号)により、同条第5項の規

定による原状回復等の命令は原状回復等変更命令書（様式第10号）により行うものとする。

- 2 法第17条第4項の規定による通知は、期間延長通知書（様式第11号）により行うものとする。
（身分証明書）

第11条 法第17条第7項の規定による立入検査に係る同条第8項の証明書は、様式第12号による。

- 2 法第23条第3項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の証明書は、様式第13号による。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の告示）

第12条 条例第18条第2項の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種
- (3) 所在地
- (4) 指定の理由となった景観重要建造物の外観又は景観重要樹木の樹容の特徴

（景観重要建造物及び景観重要樹木の解除の告示）

第13条 条例第18条第3項の規定により告示する事項は、前条第1号から第3号までに掲げる事項並びに解除の理由及び年月日とする。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の提案）

第14条 法第20条第1項の規定による景観重要建造物及び法第29条第1項の規定による景観重要樹木の指定の提案は、景観重要建造物等指定提案書（様式第14号）により行うものとする。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等の通知）

第15条 法第20条第3項の規定による景観重要建造物及び法第29条第3項の規定による景観重要樹木の非指定の通知は、景観重要建造物等非指定通知書（様式第15号）により行うものとする。

- 2 法第21条第1項の規定による景観重要建造物及び法第30条第1項の規定による景観重要樹木の指定の通知は、景観重要建造物等指定通知書（様式第16号）により行うものとする。
- 3 法第27条第3項において準用する法第21条第1項又は法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による指定の解除の通知は、景観重要建造物等指定解除通知書（様式第17号）により行うものとする。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の標識の設置）

第16条 市長は、法第21条第2項又は法第30条第2項に規定する標識を景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者と協議のうえ、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

- 2 前項に規定する標識は、様式第18号による。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の現状変更等）

第17条 法第22条第1項又は法第31条第1項の規定による許可を受けようとする者は、現状を変更しようとする日の30日前までに、景観重要建造物等現状変更許可申請書（様式第19号。以下

「現状変更許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、申請の内容を変更しようとする場合について準用する。

3 市長は、前2項の規定による現状変更許可申請書の提出があった場合において、現状の変更を許可するときは景観重要建造物等現状変更許可通知書(様式第20号)により、許可しないときは景観重要建造物等現状変更不許可通知書(様式第21号)により申請者に通知しなければならない。

4 前項の規定により許可を受けた者が行為を完了したときは景観重要建造物等現状変更完了届出書(様式第22号)を、行為を中止したときは景観重要建造物等現状変更中止届出書(様式第23号)を市長に提出しなければならない。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者等の変更)

第18条 景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者及び管理者(以下「所有者等」という。)の氏名又は住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)に変更があったときは、新たな所有者等は、土地及び建築物(景観重要樹木にあつては土地)の登記事項証明書を添付して、景観重要建造物等所有者変更届出書(様式第24号)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する届出を受け、法第44条第1項に規定する台帳に登録したときは、景観重要建造物等変更登録通知書(様式第25号)により所有者等に通知しなければならない。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の原状回復命令等)

第19条 法第23条第1項又は法第32条第1項の規定による命令は、景観重要建造物等原状回復等命令書(様式第26号)により行うものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告)

第20条 法第26条又は法第34条の規定による命令又は勧告は、命令にあつては景観重要建造物等管理に関する命令書(様式第27号)により、勧告にあつては景観重要建造物等管理に関する勧告書(様式第28号)により行うものとする。

(公表)

第21条 条例第24条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 勧告を受けた行為に係る場所の地名地番
- (3) 勧告の内容
- (4) 勧告に従わない旨の事実

2 市長は、前項の公表をしようとするときは、公表予定通知書(様式第29号)により、公表の対象となる者に事前に通知しなければならない。

3 条例第24条第2項の規定により、公表の対象となる者が意見を述べる場合は、次に掲げる事項を記載して、書面により行うものとする。

(1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 勧告の内容に対する意見
（景観形成活動団体の認定）

第22条 条例第26条第1項に規定する景観形成活動団体として認定を受けようとする団体の代表者は、景観形成活動団体認定申請書（様式第30号）に次に掲げる図書を添付して、市長に申請するものとする。

- (1) 団体の規約
- (2) 団体の会員名簿
- (3) 団体の活動報告書
- (4) 団体の予算及び決算を示す書類
- (5) その他市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、景観形成活動団体に認定するときは景観形成活動団体認定通知書（様式第31号）により、認定しないときは景観形成活動団体不認定通知書（様式第32号）により当該団体の代表者に通知するものとする。

（景観形成活動団体との連携等）

第23条 条例第27条第2項の規定による景観形成活動団体への協議の内容の提供は、次に掲げる図書を提供することにより行うものとする。

- (1) 第4条第2項又は第3項に規定する図書
- (2) 条例第10条第2項に規定する景観影響評価に係る図書
（その他）

第24条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（平成28年3月25日規則第21号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日規則第5号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規則第16号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

行 為 の 事 前 協 議 書

年 月 日

豊岡市長 様

協議者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

豊岡市景観条例第10条第1項の規定に基づき、次のとおり協議を申し出ます。

行為場所の 地名地番	豊岡市		
行為の期間	着手予定日 年 月 日	完了予定日 年 月 日	
代 理 者	住所 氏名 電話 () - 番		
設 計 者	住所 氏名 電話 () - 番号 建築士事務所名 () 建築士事務所 登録 第 号		
景観計画の 地域区分	☐ やま・うみ・さとの区域 ☐ まちの区域		
景観形成 重点地区の区分	☐ 景観形成重点地区内 (名称: 景観形成重点地区) ☐ 景観形成重点地区外		
行為の種類	☐ 建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 (☐ 修繕 ☐ 模様替え ☐ 色彩の変更)	
	☐ 工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 (☐ 修繕 ☐ 模様替え ☐ 色彩の変更)	
	☐ 開発行為 (都市計画法第4条第12項)		
	☐ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (種類:)		
	☐ 木竹の伐採		
	☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (種類:)		
	☐ 水面の埋立て		

建築物の概要			届 出 部 分		既 存 部 分	
	敷地面積		㎡		㎡	
	建築面積		㎡		㎡	
	延べ面積		㎡		㎡	
	仕上材	屋根				
		外壁				
	色 彩	屋根	色相 () 明度 () / 彩度 ()		色相 () 明度 () / 彩度 ()	
		外壁	色相 () 明度 () / 彩度 ()		色相 () 明度 () / 彩度 ()	
	用 途				構 造	
	階 数		階		最高高さ	
	屋上に設置する 建築設備				その他の 建築設備等	
許可等を要する 法令の名称						
工作物の概要	用 途				構 造	
	高 さ		m		工作物を設置する 建築物の高さ	
	その敷地の用に供 する土地の面積		㎡		仕上材	
	色 彩	届出部分		色相 () 明度 () / 彩度 ()		
		既存部分		色相 () 明度 () / 彩度 ()		
	許可等を要する 法令の名称					
開発行為、土地の 開墾、土石の採取、 鉱物の掘採その他 の土地の形質の変 更	行為の面積		㎡		用 途	
	設置される擁壁等		□有(コンクリート・ブロック・石積・その他()) □無			
	法面又は 擁壁の高さ		m		法面又は 擁壁の長さ	
	許可等を要する 法令の名称					

木竹の伐採	行為の面積	m ²	行為の目的	
	伐採後の植栽	☐ 有 ☐ 無	植栽の樹種	
	許可等を要する法令の名称			
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為の面積	m ²	堆積物件の種類	
	堆積物の最高高さ	m		
	景観への配慮	☐ 遮蔽壁（H＝ m） 色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ） ☐ 植栽（樹種： ） ☐ その他（ ）		
	許可等を要する法令の名称			
水面の埋立て	行為の面積	m ²	用途	
	設置される擁壁等	☐ 有（コンクリート・ブロック・石積・その他（ ）） ☐ 無		
	法面又は擁壁の高さ	m	法面又は擁壁の長さ	m
	許可等を要する法令の名称			
その他、参考となるべき事項				
景観形成活動団体への資料提供	豊岡市景観条例第27条第2項の規定による景観形成活動団体との連携にあたって、豊岡市景観条例施行規則第23条各号に掲げる図書の内容を、市が景観形成活動団体に提供することについて同意します。 			

(届出に添付する図書)

1. 建築物の建築等又は工作物の建設等

- ・建築物又は工作物の敷地の位置及び敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺1/2500以上）
- ・敷地及び敷地の周辺の状況を示す写真
- ・敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（縮尺1/100以上）
- ・建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図（縮尺1/50以上）

2. 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

- ・行為を行う土地の区域並びに区域内及び区域の周辺の状況を表示する図面（縮尺1/2500以上）
- ・行為を行う土地の区域及び区域の周辺の状況を示す写真
- ・設計図又は施行方法を明らかにする図面（縮尺1/100以上）

3. 1、2 以外の行為

- ・行為を行う土地の位置及び土地の周辺の状況を表示する図面（縮尺1/2500以上）
- ・行為を行う土地の区域及び区域周辺の土地の状況を示す写真
- ・行為の実施方法を明らかにする図面（縮尺1/100以上）

※必要に応じて、その他参考となるべき事項を記載した図書、図面を添付してください。

様式第 2 号(第 5 条関係)

行 為 の 届 出 書

年 月 日

豊岡市長 様

届出者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

景観法第16条第 1 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

行為場所の 地名地番	豊岡市		
行為の期間	着手予定日 年 月 日	完了予定日 年 月 日	
代 理 者	住所 氏名 電話 () - 番		
設 計 者	住所 氏名 電話 () - 番号 建築士事務所名 () 建築士事務所 登録 第 号		
景観計画の 地域区分	☐ やま・うみ・さとの区域 ☐ まちの区域		
景観形成 重点地区の区分	☐ 景観形成重点地区内 (名称: 景観形成重点地区) ☐ 景観形成重点地区外		
行為の種類	☐ 建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 (☐ 修繕 ☐ 模様替え ☐ 色彩の変更)	
	☐ 工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 (☐ 修繕 ☐ 模様替え ☐ 色彩の変更)	
	☐ 開発行為 (都市計画法第 4 条第12項)		
	☐ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (種類:)		
	☐ 木竹の伐採		
	☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (種類:)		
	☐ 水面の埋立て		

建築物の概要			届 出 部 分		既 存 部 分	
	敷地面積		㎡		㎡	
	建築面積		㎡		㎡	
	延べ面積		㎡		㎡	
	仕上材	屋根				
		外壁				
	色 彩	屋根	色相 () 明度 () / 彩度 ()		色相 () 明度 () / 彩度 ()	
		外壁	色相 () 明度 () / 彩度 ()		色相 () 明度 () / 彩度 ()	
	用 途				構 造	
	階 数		階		最高高さ	
	屋上に設置する 建築設備				その他の 建築設備等	
許可等を要する 法令の名称						
工作物の概要	用 途				構 造	
	高 さ		m		工作物を設置する 建築物の高さ	
	その敷地の用に供 する土地の面積		㎡		仕上材	
	色 彩	届 出 部 分		色相 () 明度 () / 彩度 ()		
		既 存 部 分		色相 () 明度 () / 彩度 ()		
	許可等を要する 法令の名称					
開発行為、土地の 開墾、土石の採取、 鉱物の掘採その他 の土地の形質の変 更	行為の面積		㎡		用 途	
	設置される擁壁等		□有(コンクリート・ブロック・石積・その他()) □無			
	法面又は 擁壁の高さ		m		法面又は 擁壁の長さ	
	許可等を要する 法令の名称					

木竹の伐採	行為の面積	m ²	行為の目的	
	伐採後の植栽	☐ 有 ☐ 無	植栽の樹種	
	許可等を要する法令の名称			
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為の面積	m ²	堆積物件の種類	
	堆積物の最高高さ	m		
	景観への配慮	☐ 遮蔽壁（H＝ m） 色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ） ☐ 植栽（樹種： ） ☐ その他（ ）		
	許可等を要する法令の名称			
水面の埋立て	行為の面積	m ²	用途	
	設置される擁壁等	☐ 有（コンクリート・ブロック・石積・その他（ ）） ☐ 無		
	法面又は擁壁の高さ	m	法面又は擁壁の長さ	m
	許可等を要する法令の名称			
その他、参考となるべき事項				

(届出に添付する図書)

1. 建築物の建築等又は工作物の建設等

- ・建築物又は工作物の敷地の位置及び敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺1/2500以上）
- ・敷地及び敷地の周辺の状況を示す写真
- ・敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（縮尺1/100以上）
- ・建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図（縮尺1/50以上）

2. 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

- ・行為を行う土地の区域並びに区域内及び区域の周辺の状況を表示する図面（縮尺1/2500以上）

- ・行為を行う土地の区域及び区域の周辺の状況を示す写真
- ・設計図又は施行方法を明らかにする図面（縮尺1/100以上）

3. 1、2 以外の行為

- ・行為を行う土地の位置及び土地の周辺の状況を表示する図面（縮尺1/2500以上）
- ・行為を行う土地の区域及び区域周辺の土地の状況を示す写真
- ・行為の実施方法を明らかにする図面（縮尺1/100以上）

※必要に応じて、その他参考となるべき事項を記載した図書、図面を添付してください。

様式第3号(第5条関係)

行為の変更届出書

年 月 日

豊岡市長 様

届出者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

景観法第16条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について次のとおり届け出ます。

行為場所の 地名地番	豊岡市	通知番号及び 通知年月日	年 月 日
行為の期間	着手日 年 月 日	完了予定日	年 月 日
代 理 者	住所 氏名	電話 ()	- 番
設 計 者	住所 氏名 建築士事務所名 () 建築士事務所	電話 ()	- 番号 登録 第 号
景観計画の 地域区分	☐ やま・うみ・さとの区域 ☐ まちの区域		
景観形成 重点地区の区分	☐ 景観形成重点地区内 (名称: 景観形成重点地区) ☐ 景観形成重点地区外		
行為の種類	☐ 建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 (☐ 修繕 ☐ 模様替え ☐ 色彩の変更)	
	☐ 工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 (☐ 修繕 ☐ 模様替え ☐ 色彩の変更)	
	☐ 開発行為 (都市計画法第4条第12項)		
	☐ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (種類:)		
	☐ 木竹の伐採		
	☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (種類:)		
	☐ 水面の埋立て		

建築物の概要			届 出 部 分		既 存 部 分	
	敷地面積		㎡		㎡	
	建築面積		㎡		㎡	
	延べ面積		㎡		㎡	
	仕上材	屋根				
		外壁				
	色 彩	屋根	色相 () 明度 () / 彩度 ()		色相 () 明度 () / 彩度 ()	
		外壁	色相 () 明度 () / 彩度 ()		色相 () 明度 () / 彩度 ()	
	用 途				構 造	
	階 数		階		最高高さ	
	屋上に設置する 建築設備				その他の 建築設備等	
許可等を要する 法令の名称						
工作物の概要	用 途				構 造	
	高 さ		m		工作物を設置する建 築物の高さ	
	その敷地の用に供 する土地の面積		㎡		仕上材	
	色 彩	届 出 部 分		色相 () 明度 () / 彩度 ()		
		既 存 部 分		色相 () 明度 () / 彩度 ()		
	許可等を要する 法令の名称					
開発行為、土地の 開墾、土石の採取、 鉱物の掘採その他 の土地の形質の変 更	行為の面積		㎡		用 途	
	設置される擁壁等		□有(コンクリート・ブロック・石積・その他()) □無			
	法面又は 擁壁の高さ		m		法面又は 擁壁の長さ	
	許可等を要する 法令の名称					

木竹の伐採	行為の面積	m ²	行為の目的	
	伐採後の植栽	☐ 有 ☐ 無	植栽の樹種	
	許可等を要する法令の名称			
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為の面積	m ²	堆積物件の種類	
	堆積物の最高高さ	m		
	景観への配慮	☐ 遮蔽壁（H＝ m） 色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ） ☐ 植栽（樹種： ） ☐ その他（ ）		
	許可等を要する法令の名称			
水面の埋立て	行為の面積	m ²	用途	
	設置される擁壁等	☐ 有（コンクリート・ブロック・石積・その他（ ）） ☐ 無		
	法面又は擁壁の高さ	m	法面又は擁壁の長さ	m
	許可等を要する法令の名称			
その他、参考となるべき事項				

※上段に変更前を記載し、下段に変更後の数字を（ ）で記載してください。

（届出に添付する図書）

1. 建築物の建築等又は工作物の建設等

- ・建築物又は工作物の敷地の位置及び敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺1/2500以上）
- ・敷地及び敷地の周辺の状況を示す写真
- ・敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（縮尺1/100以上）
- ・建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図（縮尺1/50以上）

2. 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

- ・行為を行う土地の区域並びに区域内及び区域の周辺の状況を表示する図面（縮尺1/2500以上）
- ・行為を行う土地の区域及び区域の周辺の状況を示す写真

- ・設計図又は施行方法を明らかにする図面（縮尺1/100以上）

3. 1、2 以外の行為

- ・行為を行う土地の位置及び土地の周辺の状況を表示する図面（縮尺1/2500以上）
- ・行為を行う土地の区域及び区域周辺の土地の状況を示す写真
- ・行為の実施方法を明らかにする図面（縮尺1/100以上）

※必要に応じて、その他参考となるべき事項を記載した図書、図面を添付してください。

様式第 4 号(第 6 条関係)

行 為 の 適 合 通 知 書

第 号
年 月 日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
様

豊岡市長 印

年 月 日付けで届出のあつた行為については、景観計画で定められた当該行為の制限に適合するので通知します。なお、景観法第18条第 2 項の規定に基づき、行為の着手制限を解除します。

通知番号	
行為場所の 地名地番	豊岡市
行為の種類	
行為の着手予定日	年 月 日
行為の完了予定日	年 月 日
その他要請事項等	

備 考

1. 工事完了後は速やかに完成写真を添付して行為の完了届出書を提出すること。
2. 他の法令等に抵触する場合は、手続きを完了したうえで行為に着手すること。

様式第 5 号(第 7 条関係)

行 為 の 完 了 届 出 書

年 月 日

豊岡市長 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

景観計画区域内における行為が完了しましたので、豊岡市景観条例第12条の規定により届け出ます。

通知番号	
行為場所の 地名地番	豊岡市
行為の種類	
行為の着手年月日	年 月 日
行為の完了年月日	年 月 日
※ 処 理 欄	

※欄には記入しないでください。

(届出に添付する図書)

・当該行為に係る敷地（区域）及び当該敷地（区域）の周辺の状況を示す写真

様式第 6 号(第 7 条関係)

行 為 の 中 止 届 出 書

年 月 日

豊岡市長 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

景観計画区域内における行為を中止しましたので、豊岡市景観条例第12条の規定により届け出ます。

通知番号	
行為場所の 地名地番	豊岡市
行為の種類	
行為の中止年月日	年 月 日
中止の理由	
中止時の状況 及びその措置	
※ 処 理 欄	

※欄には記入しないでください。

(届出に添付する図書)

・当該行為に係る敷地（区域）及び当該敷地（区域）の周辺の状況を示す写真

様式第 7 号(第 8 条関係)

行 為 の 通 知 書

年 月 日

豊岡市長 様

通知者 住所(主たる事務所の所在地)

氏名(名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

景観法第16条第 5 項の規定に基づき、次のとおり通知します。

行為場所の 地名地番	豊岡市			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
代 理 者	住所 氏名		電話 ()	- 番
設 計 者	住所 氏名		電話 ()	- 番号
	建築士事務所名 ()		建築士事務所	登録 第 号
景観計画の 地域区分	☐ やま・うみ・さとの区域 ☐ まちの区域			
景観形成 重点地区の区分	☐ 景観形成重点地区内 (名称: 景観形成重点地区)			
	☐ 景観形成重点地区外			
行為の種類	☐ 建築物	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 (☐ 修繕 ☐ 模様替え ☐ 色彩の変更)		
	☐ 工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 (☐ 修繕 ☐ 模様替え ☐ 色彩の変更)		
	☐ 開発行為 (都市計画法第 4 条第12項)			
	☐ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (種類:)			
	☐ 木竹の伐採			
	☐ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (種類:)			
	☐ 水面の埋立て			

建築物の概要			通 知 部 分		既 存 部 分	
	敷地面積		㎡		㎡	
	建築面積		㎡		㎡	
	延べ面積		㎡		㎡	
	仕上材	屋根				
		外壁				
	色 彩	屋根	色相 () 明度 () / 彩度 ()		色相 () 明度 () / 彩度 ()	
		外壁	色相 () 明度 () / 彩度 ()		色相 () 明度 () / 彩度 ()	
	用 途				構 造	
	階 数		階		最高高さ	
	屋上に設置する 建築設備				その他の 建築設備等	
許可等を要する 法令の名称						
工作物の概要	用 途				構 造	
	高 さ		m		工作物を設置する建 築物の高さ	
	その敷地の用に供 する土地の面積		㎡		仕上材	
	色 彩	通 知 部 分		色相 () 明度 () / 彩度 ()		
		既 存 部 分		色相 () 明度 () / 彩度 ()		
	許可等を要する 法令の名称					
開発行為、土地の 開墾、土石の採取、 鉱物の掘採その他 の土地の形質の変 更	行為の面積		㎡		用 途	
	設置される擁壁等		□有(コンクリート・ブロック・石積・その他()) □無			
	法面又は 擁壁の高さ		m		法面又は 擁壁の長さ	
	許可等を要する 法令の名称					

木竹の伐採	行為の面積	m ²	行為の目的	
	伐採後の植栽	☐ 有 ☐ 無	植栽の樹種	
	許可等を要する法令の名称			
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為の面積	m ²	堆積物件の種類	
	堆積物の最高高さ	m		
	景観への配慮	☐ 遮蔽壁（H＝ m） 色相（ ）／明度（ ）／彩度（ ） ☐ 植栽（樹種： ） ☐ その他（ ）		
	許可等を要する法令の名称			
水面の埋立て	行為の面積	m ²	用途	
	設置される擁壁等	☐ 有（コンクリート・ブロック・石積・その他（ ）） ☐ 無		
	法面又は擁壁の高さ	m	法面又は擁壁の長さ	m
	許可等を要する法令の名称			
その他、参考となるべき事項				

（通知に添付する図書）

1. 建築物の建築等又は工作物の建設等

- ・ 建築物又は工作物の敷地の位置及び敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺1/2500以上）
- ・ 敷地及び敷地の周辺の状況を示す写真
- ・ 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（縮尺1/100以上）
- ・ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図（縮尺1/50以上）

2. 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

- ・ 行為を行う土地の区域並びに区域内及び区域の周辺の状況を表示する図面（縮尺1/2500以上）
- ・ 行為を行う土地の区域及び区域の周辺の状況を示す写真
- ・ 設計図又は施行方法を明らかにする図面（縮尺1/100以上）

3. 1、2 以外の行為

- ・行為を行う土地の位置及び土地の周辺の状況を表示する図面（縮尺1/2500以上）
- ・行為を行う土地の区域及び区域周辺の土地の状況を示す写真
- ・行為の実施方法を明らかにする図面（縮尺1/100以上）

※必要に応じて、その他参考となるべき事項を記載した図書、図面を添付してください。

様式第 8 号 (第 9 条関係)

勸 告 書

第 号
年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
様

豊岡市長 

年 月 日付けで届出のあつた行為については、景観計画で定められた当該行為の制限に適合しないと認められるので、景観法第16条第 3 項の規定により、次のとおり勧告します。

行為場所の 地名地番	豊岡市
行為の種類	
適合しないと 認められる理由	
勧告の内容	
履行期限	年 月 日

様式第 9 号 (第10条関係)

変 更 命 令 書

第 号
年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
様

豊岡市長 

年 月 日付けで届出のあつた行為については、景観計画で定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないと認められるので、景観法第17条第1項の規定により、次のとおり命じます。

行為場所の 地名地番	豊岡市
行為の種類	
適合しないと 認められる理由	
命令の内容	
履行期限	年 月 日

備 考

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊岡市長に対して審査請求をすることができます (なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であつて

も、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。〕。

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊岡市を被告として（訴訟において豊岡市を代表する者は豊岡市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10号(第10条関係)

原 状 回 復 等 変 更 命 令 書

第 号
年 月 日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
様

豊岡市長 印

年 月 日付け 第 号により通知した変更命令に係る行為については、景観法第17条第5項の規定により、原状回復又はこれに代わるべき措置を、次のとおり命じます。

行為場所の 地名地番	豊岡市
行為の種類	
命令の理由	
とるべき措置	
履行期限	年 月 日

備 考

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊岡市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊岡市を被告として（訴訟において豊岡市を代表する者は豊岡市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第11号(第10条関係)

期 間 延 長 通 知 書

第 号
年 月 日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
様

豊岡市長 

年 月 日付けで届出があつた行為については、景観法第17条第4項の規定により、次のとおり期間を延長するので通知します。

行為場所の 地名地番	豊岡市
行為の種類	
延長する期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
延長する理由	

様式第12号(第11条関係)

(表)

身 分 証 明 書		
職 名		
氏 名		
生年月日		
上記の者は、景観法第17条第7項の規定による立入検査または立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年	月	日
		豊岡市長
		印
※	年	月 日まで有効

(裏)

景観法（抜粋）
第17条
1～6（略）
7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
9 第7項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

※大きさ 縦5センチメートル 横8センチメートル

様式第13号(第11条関係)

(表)

身 分 証 明 書		
職	名	
氏	名	
生	年	月 日
上記の者は、景観法第23条第2項（同法32条第1項において準用する場合を含む。）の規定による原状回復等を行おうとすることのできる者であることを証明する。		
年	月	日
豊岡市長		印
※	年	月 日まで有効

(裏)

景観法（抜粋）
第23条
1（略）
2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく、当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

※大きさ 縦5センチメートル 横8センチメートル

様式第14号(第14条関係)
景観重要建造物等指定提案書

年 月 日

豊岡市長 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

景観法 { 第20条第1項 } の規定により、次のとおり { 景観重要建造物 }
{ 第29条第1項 } { 景観重要樹木 }

に指定することを提案します。

提案物件の種類	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木
提案物件の 名称又は樹種	
提案物件の 所在地	豊岡市
所有者の氏名 及び住所	
提案の理由 (外観又は樹容 の特徴など)	
その他、参考と なるべき事項	

様式第15号(第15条関係)
景観重要建造物等非指定通知書

第 号
年 月 日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
様

豊岡市長 印

景観法 { 第20条第1項
第29条第1項 } の規定により、{ 景観重要建造物
景観重要樹木 } の指定の
提案があつた { 建造物
樹 木 } については指定しないこととしたので、同法
{ 第20条第3項
第29条第3項 } の規定により、次のとおり通知します。

提案物件の種類	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木
提案年月日	年 月 日
提案物件の 名称又は樹種	
提案物件の 所在地	豊岡市
所有者の氏名 及び住所	
指定しない理由	

様式第16号(第15条関係)
景観重要建造物等指定通知書

第 号
年 月 日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
様

豊岡市長 印

景観法 { 第21条第1項 } の規定により、次のとおり { 景観重要建造物 }
{ 第30条第1項 } { 景観重要樹木 }

に指定したので通知します。

指定物件の種類	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木	指定番号及び 指定年月日	年 月 日
指定物件の 名称又は樹種			
指定物件の 所在地	豊岡市		
所有者の氏名 及び住所			
指定の理由と なった外観又は 樹容の特徴			
法第19条第1項 に規定する土地 その他の物件の 範囲	別添のとおり		

様式第17号(第15条関係)
景観重要建造物等指定解除通知書

第 号
年 月 日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
様

豊岡市長 印

景観法 {第27条第3項
第35条第3項} の規定により、次のとおり {景観重要建造物
景観重要樹木}

の指定を解除したので通知します。

指定物件の種類	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木	指定番号及び 指定年月日	年 月 日
指定物件の 名称又は樹種			
指定物件の 所在地	豊岡市		
所有者の氏名 及び住所			
指定解除の理由			

様式第18号(第16条関係)

豊岡市景観重要建造物	
指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
景観重要建造物の 名 称	
景観重要建造物の 所 在 地	
指定の理由となった 外 観 の 特 徴	
豊 岡 市 年 月設置	

※大きさ 縦29センチメートル 横42センチメートル

豊岡市景観重要樹木	
指 定 番 号	
指 定 年 月 日	
景観重要樹木の樹種	
景観重要樹木の 所 在 地	
指定の理由となった 樹 容 の 特 徴	
豊 岡 市 年 月設置	

※大きさ 縦29センチメートル 横42センチメートル

様式第19号(第17条関係)
景観重要建造物等現状変更許可申請書

年 月 日

豊岡市長 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

景観法 { 第22条第1項
第31条第1項 } の規定により、次のとおり { 景観重要建造物
景観重要樹木 }

の現状変更の許可を受けたいので申請します。

指定物件の種類	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木	指定番号及び 指定年月日	年 月 日
指定物件の 名称又は樹種			
指定物件の 所在地	豊岡市		
所有者の氏名 及び住所			
現状変更の 行為の種類			
現状変更の理由			
行為の 着手予定日	年 月 日	行為の 完了予定日	年 月 日
設計又は 施行方法			

様式第20号(第17条関係)

景観重要建造物等現状変更許可通知書

第 号
年 月 日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
様

豊岡市長 印

年 月 日付けで申請のあった { 景観重要建造物
景観重要樹木 } の現状
変更については、景観法 { 第22条第1項
第31条第1項 } 本文の規定により次のと
おり許可します。

指定物件の種類	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木	指定番号及び 指定年月日	年 月 日
許可番号及び 許可年月日			
指定物件の 名称又は樹種			
指定物件の 所在地	豊岡市		
所有者の氏名 及び住所			
現状変更の 行為の種類			
行為の 着手予定日	年 月 日	行為の 完了予定日	年 月 日
許可の条件等			

様式第21号(第17条関係)

景観重要建造物等現状変更不許可通知書

第 号
年 月 日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
様

豊岡市長 印

年 月 日付けで申請のあった { 景観重要建造物 } の現状
{ 景観重要樹木 }

変更については許可しないこととしたので、次のとおり通知します。

指定物件の種類	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木	指定番号及び 指定年月日	年 月 日
指定物件の 名称又は樹種			
指定物件の 所在地	豊岡市		
現状変更の 行為の種類			
許可をしない 理由			

備 考

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊岡市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、

豊岡市を被告として（訴訟において豊岡市を代表する者は豊岡市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第22号(第17条関係)
景観重要建造物等現状変更完了届出書

年 月 日

豊岡市長 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

{ 景観重要建造物 } の現状変更の行為が完了しましたので、豊岡市
{ 景観重要樹木 }

景観条例施行規則第17条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

指定物件の種類	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木	指定番号及び 指定年月日	年 月 日
許可番号及び 許可年月日			
指定物件の 名称又は樹種			
指定物件の 所在地	豊岡市		
所有者の氏名 及び住所			
現状変更の 行為の種類			
行為の 完了年月日	年 月 日		

(届出に添付する図書)

・当該行為が完了したことが確認できる写真

様式第23号(第17条関係)
景観重要建造物等現状変更中止届出書

年 月 日

豊岡市長 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

{ 景観重要建造物 } の現状変更の行為を中止しましたので、豊岡市景観
{ 景観重要樹木 }

条例施行規則第17条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

指定物件の種類	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木	指定番号及び 指定年月日	年 月 日
許可番号及び 許可年月日			
指定物件の 名称又は樹種			
指定物件の 所在地	豊岡市		
現状変更の 行為の種類		行為の 中止年月日	年 月 日
中止の理由			
中止時の状況 及びその措置			

(届出に添付する図書)

・中止時の状況及びその措置が確認できる写真

様式第24号(第18条関係)
景観重要建造物等所有者変更届出書

年 月 日

豊岡市長 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

{ 景観重要建造物 } の所有者を変更しましたので、景観法第43条の
{ 景観重要樹木 }

規定により、次のとおり届け出ます。

指定物件の種類	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木	指定番号及び 指定年月日	年 月 日
指定物件の 名称又は樹種			
指定物件の 所在地	豊岡市		
変更前の所有者 の氏名及び住所			
変更後の所有者 の氏名及び住所			
変更年月日	年 月 日		
変更の理由			

様式第25号(第18条関係)
景観重要建造物等変更登録通知書

第 号
年 月 日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
様

豊岡市長 印

年 月 日付で届出のあった景観重要建造物等の所有者の変更について、次のとおり変更登録を行ったので通知します。

指定物件の種類	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木	指定番号及び 指定年月日	年 月 日
指定物件の 名称又は樹種			
指定物件の 所在地	豊岡市		
変更前の所有者 の氏名及び住所			
変更後の所有者 の氏名及び住所			
変更登録年月日	年 月 日		
変更の理由			

様式第26号(第19条関係)
景観重要建造物等原状回復等命令書

第 号
年 月 日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
様

豊岡市長 印

あなたが行った行為は、景観法 {第22条第1項及び第3項
第31条第1項及び第2項} の規定により許可された条件に違反しているので {第23条第1項
第32条第1項} の規定により、
次のとおり原状回復又はこれに代わるべき措置をとることを命じます。

指定物件の種類	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木	指定番号及び 指定年月日	年 月 日
指定物件の 名称又は樹種			
指定物件の 所在地	豊岡市		
現状変更の 行為の種類			
命令の内容			
命令の理由			
履行期限	年 月 日		

備 考

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊岡市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過す

ると審査請求をすることができなくなります。))。

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊岡市を被告として（訴訟において豊岡市を代表する者は豊岡市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第27号(第20条関係)

景観重要建造物等の管理に関する命令書

第 号
年 月 日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

様

豊岡市長



あなたが所有又は管理する { 景観重要建造物 } は、管理が適当でないため滅失し若しくは { 毀損 } するおそれがあると認められるため、景観法 { 第26条 } の規定により、次のとおり措置を命じます。
{ 第34条 }

指定物件の種類	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木	指定番号及び 指定年月日	年 月 日
指定物件の 名称又は樹種			
指定物件の 所在地	豊岡市		
命令の内容			
命令の理由			
履行期限	年 月 日		

備 考

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、豊岡市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過す

ると審査請求をすることができなくなります。))。

- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊岡市を被告として（訴訟において豊岡市を代表する者は豊岡市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第28号(第20条関係)
景観重要建造物等の管理に関する勧告書

第 号
年 月 日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
様
豊岡市長 印

あなたが所有又は管理する { 景観重要建造物 } は、管理が適当でないた
め滅失し若しくは { 毀損 } するおそれがあると認められるので、景観法
{ 第26条 }
{ 第34条 } の規定により、次のとおり勧告します。

指定物件の種類	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木	指定番号及び 指定年月日	年 月 日
指定物件の 名称又は樹種			
指定物件の 所在地	豊岡市		
勧告の内容			
勧告の理由			
履行期限	年 月 日		

様式第29号(第21条関係)

公 表 予 定 通 知 書

第 号
年 月 日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
様

豊岡市長 印

豊岡市景観条例第24条第1項の規定により、次のとおり公表を予定していますので通知します。

なお、この公表について意見がある場合は、条例第24条第2項の規定により、 年 月 日までに豊岡市長に対し、意見書を提出することができます。

公表の内容	
勧告を受けた者の氏名及び住所	
勧告を受けた行為に係る場所の地名地番	
勧告の内容	
勧告に従わない旨の事実	
その他	

様式第30号(第22条関係)
景観形成活動団体認定申請書

年 月 日

豊岡市長 様

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

豊岡市景観条例第26条第1項の規定により、次のとおり景観形成活動団体の認定を申請します。

団体の名称	
団体の所在地	豊岡市
団体の 設立年月日	年 月 日
会員等の人数	
主な活動内容	
※ 処 理 欄	

※欄には記入しないでください。

様式第31号(第22条関係)

景観形成活動団体認定通知書

第 号
年 月 日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
様

豊岡市長 印

年 月 日付けで申請のあった景観形成活動団体の認定については、認定することとしたので、豊岡市景観条例第26条第2項の規定により、次のとおり通知します。

認定番号及び 認定年月日	
団体の名称	
団体の所在地	豊岡市
団体の 設立年月日	年 月 日
その他、 通知すべき事項	

様式第32号(第22条関係)
景観形成活動団体不認定通知書

第 号
年 月 日

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
様

豊岡市長 印

年 月 日付けで申請のあった景観形成活動団体の認定については、認定しないこととしたので、次のとおり通知します。

団体の名称	
団体の所在地	豊岡市
団体の 設立年月日	年 月 日
認定しない理由	

様式第1号 (第4条関係)
様式第2号 (第5条関係)
様式第3号 (第5条関係)
様式第4号 (第6条関係)
様式第5号 (第7条関係)
様式第6号 (第7条関係)
様式第7号 (第8条関係)
様式第8号 (第9条関係)
様式第9号 (第10条関係)
様式第10号 (第10条関係)
様式第11号 (第10条関係)
様式第12号 (第11条関係)
様式第13号 (第11条関係)
様式第14号 (第14条関係)
様式第15号 (第15条関係)
様式第16号 (第15条関係)
様式第17号 (第15条関係)
様式第18号 (第16条関係)
様式第19号 (第17条関係)
様式第20号 (第17条関係)
様式第21号 (第17条関係)
様式第22号 (第17条関係)
様式第23号 (第17条関係)
様式第24号 (第18条関係)
様式第25号 (第18条関係)
様式第26号 (第19条関係)
様式第27号 (第20条関係)
様式第28号 (第20条関係)
様式第29号 (第21条関係)
様式第30号 (第22条関係)
様式第31号 (第22条関係)
様式第32号 (第22条関係)